

返戻金制度

当団体の紹介により求人者に採用された求職者が、明らかに本人の責による解雇又は 自己都合により入社後 6 か月以内に退職した場合、受領した紹介手数料を下記の 比率により求人者に返金するものとします。

- | | |
|----------------------------------|------|
| 1. 求職者が入社後 1 か月以内に退職した場合 | 70% |
| 2. 求職者が入社後 1 か月を超え 3 か月以内に退職した場合 | 50% |
| 3. 求職者が入社後 3 か月を超え 6 か月以内に退職した場合 | 10% |
| 4. 求職者が入社後 6 か月を超えて就業した場合 | 返金なし |